

### 第3回新城市市民自治会議

令和元年10月8日（火）午後6時30分から  
新城市役所4階第1会議室

開 会 午後6時30分

○事務局 皆さん、こんばんは。時間となりましたので、第3回となります、新城市市民自治会議を開催したいと思います。最初に会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○会長 皆さん、どうもこんばんは。週末には台風19号がいよいよ来るということで、もう毎晩というか、毎日進路を予測をしているんですけど、どうもやっぱり来そうですね。そういうことを想定していろんな準備をしていかなきゃいけないんですけども、さまざまな町の課題とか、あるいは町をよりよくする人づくりとか、今置かれている状況だけで右往左往せずに、これから先のことを予測しながら備えをしていく作業という点では、今私たちが取り組んでいる公開施策討論会条例の検討もまさにそうじゃないかなというふうに思っています。何せ他の市町村で優れた実績がないだけに、フロントランナーとしての非常に心配とか、あるいは不安というものが常につきまとうわけですけども、その部分は常に心に秘めながらも挑戦をしていかないと、目の前にある、あるいは将来の課題というものもクリアできていかないということがあるんだらうと思います。そんな気概をもって、今日も第3回の市民自治会議をこれから進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。それでは2の議題に移ってまいりたいと思います。

最初に「公開政策討論会条例」につきまして審議に入っていただきたいと思います。ここからは会長の進行のほう、よろしく願いをいたします。

○会長 本日は審議をする議題が2点、それから報告事項が3点準備されています。こちらについて、これから皆さんと審議をしてまいりたいというふうに思います。

まず最初に審議事項に当たります議題

(1)「公開政策討論会条例について」、こちらのほうを早速議論をしてみたいと思います。これについてまず事務局のほうから資料について説明をお願いいたします。

○事務局 事前に皆様にご送付いたしました資料の中に「公開政策討論会条例の論点表」という、このA3の大きな表があるかと思うのですが、お手元にありますでしょうか。

こちらのほうが前回、第2回の7月に皆さんグループ討論で意見を出していただいたもののまとめた表になります。見方といたしましては右側のほうに昨年度検討部会のほうでまとめていただいたものの論点表について、グループA・B・Cと名前をつけましたけど、3班に分かれて意見をいただきましたので、それぞれ表にまとめてあります。

本日はこの表の確認と、それからまた追加不足等があれば御意見いただければと思っております。よろしくをお願いします。

○会長 それでは前回3つのグループ、A・B・Cに分かれて、皆さんにこの左側の縦軸にある企画・運営・仕組み・付帯事項というふうに書いてありますが、その中身についてご討議いただきました。ですので、もう既に見てきていただいたと思いますけども、この中のまずは、表記が間違ってるとか、あるいは内容がうまく伝わっていないとか、あるいは過不足があるというような御指摘、あるいは今見て、やはり、こういった文言も扱わなきゃいけないというような追加をしても結構ですので、今から皆さんの意見を出していただきたいというふうに思います。

どうでしょうか。それぞれがA・B・C分かれて議論していただきましたけれども、改めてAの皆さん、Bの皆さん、Cの皆さんで集まって内容確認する必要はありますか。どうですか。もしあれば10分ぐらい時間をとっていいかなというふうに思いますけども、もう自己責任でいろいろと言うということであれば、それで進めていきたいというふうに思う

んですけど。いいですか。このまま進めていって。

じゃあもう皆さん、思うところからどんどん挙手をしていただいて、全員の方に意見がいただけるように運営していきたいと思えますので。それでは、どなたからでも結構ですので、まず最初に上のほうからいきましようか。あんまりばらばらだと訳わからなくなってしまうので、まず最初に「企画」と書いてあるところの「目的」と「理想」というふうに書いてある部位なんですけど、このあたりのところから御意見をまずいただきましようか。いかがでしょうか。目的、特に目的ですね。どうでしょうか。〇〇さん。

○委員 前回私ちょっと出られなかったもので、自体がいろんな議論の中で要約されたものだと思うんですけども、そこで御用意いただきたいんですけど。この理想の中で「立候補予定者の参加は義務か」という、いわゆる、ここに非常に私は注目をしていまして、つまりこの成立がどこの時点で成立するのかという話なんですけど、いわゆる、もう例えば今2人とか3人とかあるわけなんですけども、どなたかが、まあ3人の場合は2人で成立するのかとか、その3人いないと成立しないのかとか、拒否というか、ここにあるように拒否できるかどうかという話でいったときに、どこでやるのか、やらないのかという基準というのは何なのだろうかなというのは、ちょっとこの中で思うところがありました。この義務ではないと私は思うんですが、拒否というか、これは理念条例だというふうには思っているので、そうすると自由であろうと思うんですよ。そうすると、どの時点で成立するのかというのがちょっと論点がないので、どうなのかなということなんです。

○会長 どの段階で政策討論会を実施するか否かの検討をするかということですね。

○委員 はい。

○会長 そういうところもやはり念頭に置か

なきゃいけないというところですね。それについての項目なり内容を書き込むか否かということにもつながってきますしね。

○委員 そうですね。

○会長 別の言い方をすると、いつからこの準備に入るかによって、恐らくやるか、やらないかということも影響してくる部分があるんだらうと思いますね。非常に早い時期から準備を始めなきゃいけないという、そういう田村さんたちの去年、準備会の提案もありまして、あの辺は今のと非常に関係しているという話なんですけど。ありがとうございます。他はいかがでしょう。

〇〇さんは前回お休みになったのでA・B・Cいずれのところというよりも、この企画に関わっての、やはり重要な視点ということで、今御意見をいただいたというところだとどめたいと思います。皆さんどうでしょうか。

ひとまずこのところは、今の〇〇さんの御意見以外には、今のところはよろしいですか。先に進んでいいですか。ひとまず。また後で戻って、再度意見いただけるような時間を作りますので。

そうしたら次の、この条例を運営するという、今の〇〇さんの言われたこととも実は関係してくるところなんですけれども、この実際に討論会をやることを想定し、その運営に関わって、この運営条件が成立しなければやらないということにもなるかもわかりませんので、これについてはどうでしょうか。

○委員 いいですか。

○会長 〇〇さん、お願いします。

○委員 開催時間でAの項を見ると、「幅広い層が参加できるように」ということが書いてあるんですけど、誰が幅広い層と言ってるのか、何を言ってるのか、聞くほうなのか、やるほうなのか、どういうことですか。運営する人が参加するのか、これはどういうことですか。

○会長 誰のことを言ってるかですか。  
○委員 誰のことを言ってるんですかね。  
○会長 開催時間。時間設定ということ、あるいは、いつからやるのかということと、どれぐらいの長さをやるかということとか。  
○委員 時間ですね、開催時間は何時間かというのは普通なんですけど。  
○会長 これは誰を想定してるんですか、どうですか。  
○事務局 時間のところで幅広い層が参加できるようにということ、Aだったので、時間設定するときに、学生さんなどを。  
○委員 そうですね、多分前回の話だと、例えば夜8時、20時に開催するのが、その多くの人間が参加できる、若い世代から高齢者まで参加できるのか。それとも午前中に行うべきなのか、夕方に行うべきなのかと、そういう点での時間開催時間だったというふうに思います。  
○委員 といいますと、聴講者のほうですね。  
○委員 そうです。  
○委員 聴講してる、聞くほうの。  
○委員 そうです。  
○委員 そうですね。わかりました。  
○会長 他にいかがでしょう。開催の時期についてはCのところ、こういう意見がありますけども、A・Bのところの皆さんはどうですか。前回、このときには特に意見がなかったみたいですが、今何か思いつくところで。一応早くから企画・立案することで論点が明確になり、市民の関心も高まるのではないかということから、報告書のほうでは準備は半年以上前からやれるようにしてはどうかという意見がありました。準備と、それから準備の中身もいろいろと、捉え方さまざまあるんだろうと思います。これについては特段よろしいですか。  
開催の回数は特に皆さんのほうからは意見なかった。これ、ほんとなかったの。  
○事務局 回数はなかった。

○会長 これ、開催場所との関係で、皆さん考えて言われたように思ったので。  
○事務局 はい、そうですね。  
○会長 つまり3カ所でぜひやるべきだということは、一度に3回はできないので、結果、開催回数は3回ということなんでしょうかね。そういうふうに聞いてたんですけど。皆さんどうですか。  
○委員 最低何回ということだけ決めとけばいいと思いますけどね。  
○会長 最低何回。  
○委員 最低。それは1回だけというのも、いいのかどうか知りませんが、だから3回以上ですね。それぞれ1回とか、最低。  
○委員 いいですか。  
○会長 はい、どうぞ。  
○委員 僕は最低2日あればうれしいかなと思うんですけど、例えば週の土日を使って同じ場所で2日行う。もしくは土曜日は例えば新城、日曜日は鳳来、入れ替えてもいいんですけど、2日はないと多分、来れる人と来れない人がいる場合があるので、最低2日は欲しいかなとは思っています。  
○会長 1カ所についても2回ということ。  
○委員 可能であれば、そのほうが情報が多分たくさんの人に伝わると思うので。  
○会長 他はどうでしょうか。この運営というところについては。○○さん。  
○委員 開催回数の場合に絡んでなんですけど、開催場所もちょっと関係してくるかなと思うんですけど、実質、実際問題やる時になって鳳来・作手・新城3カ所で必ず開ける可能性が、絶対に開けるならいいんですけど、開けない可能性も十分あり得るわけで、そういう可能性がある以上、これは努力義務で抑えるべきであって、最低3回以上、2回以上という複数回、最低1回というのもちょっと僕は微妙と思うんですけど、その何回という回数を限定すべきではないと考えていて、開催されるのは望ましい程度で抑えるべきでは

ないかなというふうに考えます。

○会長 そういう意見がありました。他いかがでしょうか。

じゃあ「運営」についてのところは、今、特に回数について、今具体的な指摘もいただきましたので、そこは2つの意見が出ましたよね。そのあたりはどう扱うか、これが実際にこれからの作業の中で再度検討していく大事なポイントだとは思いますがね。じゃあまたもう一度後で確認をします。

それから「仕組み」というところです。ここは主催者、誰がこれを担っていくのかというところです。ある面、非常に重要なところになります。これについてはどうでしょうか。これでよろしいでしょうか。皆さんのところを確認させていただくと、行政主催型でも民間主催型でも、できるようにすべきであると。どちらでも、いわゆる意見とか、それから行政主催型だと担当によっては力不足になるというふうになってしまうとか、それから行政主導型でよいと。主催型という、そういうまた違うとこですね。また行政主催型でやったとしても民間が入れる仕組み、市民がその運営に参加できるということが重要である。報告会のほうはA・Bで、民間団体が主催する型、これは補助金を交付して、そして任せていくということなんだということです。ただし、これについては一定の条件を加味しながら、いろんな団体が各地で開催するという乱発型は絶対防がなきゃいけないということ。これは実際に市長への立候補を考えている、そういう立候補者です。応援団で入ってるから皆さんの後々のいろんな活動とかにも疲弊をもたらしてはいけないということも当然ありますし、それから市民も関心が散漫になってしまうということがあります。それから行政主催型という形になると、公募により設置する実行委員会、ただしその場合には常に中立・公正でなければならない。中立・公平・公正でなければならないというところです。

○委員 ちょっとよろしいですか。

○会長 ○○さん、どうぞ。

○委員 私もそのことの見解だけ、この前出られなかったもので、どちらかに決めなきゃいかんと僕は思ってるんです。やっぱり制度的にどちらでもいいよというのは、それはちょっとできないんじゃないかなというか、やっぱりどうしても、このときは民間、こちらのときは行政というのは、まああり得ないのかなというふうに思っていて、これを見ると、どちらでもできるようにとってますから、どちらかを選択してどちらでもできるようにということなのか、ここらあたりの結論的なのをどうやって。

○会長 ○○さん自身はどちらがいい。

○委員 行政型です。

○会長 行政主催型ですね。

○委員 主催型。

○会長 できればその理由も含めて。

○委員 やはり民間主導型ですと、ある意味仕事ではないと変ですけどね、こういう言い方はまずいかもしれませんが、ある程度仕事という意味でいうと、行政がやることによって、それはある程度の仕事としての責任を持つという、そういうことになるかと思うんです。もちろん理想としては、この住民自治からすると、やっぱり自分たちの町の責任は自分たちでとるとというのが理想でしょうけども、まずはそこまではいかないだろうというふうに思いまして、行政主導型で発進していくというのがいいだろうというふうに考えました。

○委員 ちょっと済みません。

○会長 どうぞ。

○委員 要するに金はどこから出るか、それから労力はどこから出るかという問題なんですよね、結局は。J Cの昔のあれを見ると、金集めにもものすごく苦労されているというか、それがあって、やっぱりお金は行政のほうが出して、実際その運営をするのはJ Cでも

公募でもいいんですけども、両方を行政でやるというのはしいどいかもかもしれません。ただお金はどうするかという問題だと思うんですよ。どう思われますかね。

○会長 どうぞ。

○委員 市民自治ですから本当は自然発生的にそういうものができてくるのが理想なんですけど、そうはできないんですよ。思うのは民間型、行政型って、今お金の問題が非常に大きいんですけども、役割分担だと思うんですよ。例えば民間にその場を作りなさいということ、例えばロケーション、いろんなもので場の提供はなかなか難しいのでということをやったり行政の中で、例えば会場の問題、それからいろんなそういう場をつくるベースを作ってもらってはやはり予算をもって、きちっと出したやはり中立の立場である行政がもつべきなんですけども、運営についてやはり民間というか、民に任せる。それが一つのやり方、ここに書いてある公募で、公募まではやっぱり行政のほうでやってもらって、出てきた方たちが作り上げていくのはやっぱり民の力なもので、そういうモデルができるまでは、要はベースの部分、土台の部分行政のほうできっちり場を作ってあげて、あと上を形づくるのは民のほうで自然発生的にいろんなものができてくればお任せしてもいいというような形の、過渡期の形の決め事にしたほうが僕はいいと思うんです。最初からかっちり決めるというのはなかなか難しいかなと思うんです。

それからJCのほうも私もやってみましたけど、JCはある意味、富める人たちがやるべきことだから、総司令官になってお金を集めるのに苦労したけど、集めるのもまた楽しい思い出があって、それはそれはいいんですけども、ただ一般の民の方たちに合わせるのにはちょっと酷な部分もあるので、その辺もさっき言った行政と民間の間はそういうJCのような社団法人ですか、そこら辺をかませると

いうのも一つのやり方なので、固まるまではそういうのを併用していくという形というのも一つのやり方かなと思うんです。以上です。

○会長 他どうでしょう。

○委員 済みません。もうちょっと今の話で、それ、すごく賛成なんですけど、やっぱり今JCがやってきた実績があるという意味でいうと、JCがやっていくというのだけど、JCが主体でなくて、JCに取り囲むこの公募による市民というのもあるって、JCに任せようみたいなんじゃないほうがそれはいいんじゃないかなというふうに思います。今〇〇さんおっしゃったような、ベースは行政側が作っていく。そういったことが現実的かなとは思いますが。

○委員 JCのかけ方が青年会議所であらうのか、公募のところにその青年会議所の経験者が出てもらうか、基本的にはそういう形にしてもらって経験を使ってくださいという形にすれば、JCにもあんまり負担がいかないと思うし、そういうような形ですかね。それか、JCから人譲るとするのも手かなというのは一つの枠として提供する。この点一つのベースになるのかなと思うんです。

○会長 〇〇さんはJCに非常に立ち位置をもって経験をもとにして発言されてますので、JCを知らないという人からすると別に何でもいいんじゃないかということにもなりかねないですね。だからJCがそういうミッションをもって、これまでも取り組みをしてきた。そして、これからは展望をもっているということであれば、仮に実行委員会が設けられれば市民の実行委員の候補者としては手を挙げて、それで基準を満たせばメンバーの一人になって、仕事が終われば解散というふうになるのが一番きれいかもしれないですね。

一方で、もしJCの経験をというところで重きをおいてやるのであれば、この民間団体主催型というところに入るんでしょうけど、ただそのときもやはり募集をして一定の基準

があって、そこで先行を受けていくというプロセスが公平に保たれなければいけないので、初めからJCということではあり得ない。今はJCがやってきていますけれども、そのあたりは公平性というのは常に考えて運営していかなければいけないですね。

他は皆さんどうでしょうか。あとで全員の方に御意見を聞きますので、ひとまずざっと一度皆さんのお考えを聞かせていただきたいと、過不足があるかどうかという観念でお願いしたいと思います。

このところについては、やはりなるべく、どういう主催で行うかというところまで書き込んでいくことがいいような気がしますけれども、いよいよ合意が得られない場合には、条例素案のことは別に、やはり考えていけないことだとは思いますが、なるべく入れるようにしたい。ですから皆さん、このAとBについてのイメージをそれぞれお持ちいただいて議論していただければと思いますけど、特にAのチームの方のところは、どちらでもできるようにということですが、もう一歩踏み込んで判断を下していくということも別紙にありますね。

ちょっと事務局のほうに聞きたいんですけども、Bのところ「行政主催型だと、担当によって力不足な運営になってしまう」というところがあるんだけど、これって、こういう危惧ってありますか。僕はないと思うんだけど。

○事務局 意見というか、行政の立場で。

○会長 もちろん立場を聞いてます。

○事務局 いや、そんなことはないと思います。担当はしっかり運営すると思いますけど。

○会長 やかましいか静かかという、そういうレベルのことではなくて、あるいは、というところですけど、ある意味、新城の市民の皆さん、これまでいろんな市民自治の制度設計や運用をやってきているので、こういう意見が出てきたのかなというふうに思ったりも

しなくもないですけど。この辺はあんまり、それぞれの皆さんの主観として受けとめていきたいと思いますが、ただ、こういうことになってはいけないということで、そこは事務局のほう、しっかりと受けとめ、〇〇さんいいですか、そういうことで。

○事務局 はい。

○会長 それでは付帯事項のところをごらんください。付帯事項、ここの内容については結構皆さん議論する時間なかったのかな。どうでしょうか。この付帯事項の内容のところについては何か御意見あるでしょうか。この付帯事項って、どういう意味ですか。

○事務局 そうですね、これは昨年出していた公開政策討論会検討作業部会のまとめの大きな見出しに沿ってつくらせていただいております、その付帯事項の中にそれぞれ主権者としての市民の育成について、憂慮される点などが書かれたり、あるいは開催を担う人材の育成として御意見をいただいたりしております、それから3点目としても同じように主権者教育にかかわる新城らしい言葉も選択ということで、具体的にいろんな具体的な主権者教育にかかわる言葉を提案をされています。そんなようなことでここにあげさせてもらっています。

○会長 わかりました。

○委員 ちょっと済みません。

○会長 どうぞ、〇〇さん。

○委員 主権者教育という言葉は嫌だということなんですけども、中日新聞とかあらゆる新聞を見ると、これしか載ってないんですけど、ほかの言葉をほとんど見当たらないんですけど、だからそれが要するに日本で全部伝わっているのに何でそれを変わるかという。だからそれがわからないんですけど、ただもしそれが変えたいんなら、新しい言葉を出して括弧して、これは主権者教育のことですよというふうにやれば、まだいいんですけど、その主権者教育という言葉が嫌だというのはどういう

理由があるんですか。中日新聞でも全部主権者教育です。記事に載っているのは。

○会長 どうでしょう。

○事務局 済みません。

○会長 どうぞ。

○事務局 昨年検討いただいた資料を読ませていただくと、よく使われる言葉なんですけども、〇〇委員言われたような感じでその通りなんですけども、人によって、その解釈がさまざまであって、その言葉の意味をわかりやすく他者へ説明できるものが少ないと。

○委員 そうですね、馴じみが薄いというだけでしょ。馴じみが薄いだけだけれども、全部新聞社も雑誌も論文の全部、主権者教育を使っているのに、なぜそれをやめるのかという、別の言葉に頼るというのは物すごい勇気が要るんですよ。どうでしょう。どうでした会議にいっぱい出ましたけど。

○委員 正直僕が出ているときもどっちかという若年層のほうが多かったんですけど、若年層の方からしたら、主権者教育という、〇〇さんおっしゃるように、僕もいろんなメディアを見ますけど、表現としては主権者教育で間違いはないですけども、主権者教育って具体的にどういうことですか、〇〇さんって言ったときに。

○委員 そういふのは要するに勉強すればいいでしょう。

○委員 そうですよ。

○委員 そうでしょう。ただ勉強しないでそういうことを言うのはやっぱりおかしいんじゃないの。

○委員 〇〇さんのおっしゃったように勉強すればいいんです。ただ勉強するということは、ある意味主権者教育に対してある程度関心がある人じゃないと勉強しないわけなので、じゃあ、そういう人たちがどういうふうにも最初入り口として入っていくためにはどうしたらいいかと言ったときに、表現を変えてまずは入り口を、門戸を広げると。

○委員 だから、わかりやすい言葉でいいですよ。私はそれは反対してないですけど、それは、その言葉を使って、後に括弧してこれは主権者教育ということですよということを入れておけばいいですよ。

○委員 うん、それはそのまま。

○委員 それは絶対必要なんです。

○委員 表現ではいいと思いますけど僕も。

○委員 一ついいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 僕はこれ、やっぱり抵抗感あります、この言葉。やっぱり変えることはいいとは思わないけれど、せつかく変えたいという話になってきたときに、この教育とか体育って軍隊用語だそうですね。ほんと富国強兵じゃないけども、国を強くするために体を育成する体育、それから教養をしっかりとやらせる教育という軍隊用語だそうですね。聞いた、それは一部の方から聞いたから正しいかどうかわからないけれども、確かにそういう時代は終わったかなという感覚はあるし、どうしてもこの教育、体育も含めて、どうしてもかっちり形にはめて押しつけるという、やっぱり僕らも体育のとき、そうでしたものね。そういうイメージがあってどうしても殻から脱皮ができない狭苦しいというイメージがあって、そういうものがあるって変えたいなという気持ちが出ているのかなと思うんです。それは市民自治という言葉にがっちり型にはめるんじゃないで、もっと自由にやらせるんなら、いつも僕思う言葉が、やっぱ習得とか自分で習うと思うんですよ。修めるほうとそれから学習の習、習うほう、これはやっぱり自己がやっていくことだから、教育てるんじゃないで自分で吸収して育て、まあ勝手に育てりゃいいんだけど、習得をしていくという意味でいくと、やっぱり主権者習得とかそういう言葉にもっていったほうが、今ここで議論している自治も含めて、次にいくステップの言葉としてはそういうものが自治法じゃない

かなとかねがね思ってまして、この議論はもっと沸騰すれば、そういう議論をしたかったんだけど、そういうような形で提案するというのも必要かなと思って、変えるのが主じゃないんだけど、確かにみんな思ってるように、どうもかた苦しい部分があって、ちょっとそれはないなというのも、やっぱり一般的な感覚かなと思います。私が提案するのは、そういった主権者習得、主権者修得、字が違っていいんだけど、そういうものに置きかえるのも一つの実績の途中のやり方かなと思います。以上です。

○会長 どうぞ。

○委員 僕も最近、主権者教育という言葉で自分で調べて意味を見たんですけど、パッとその知らない状態でこの主権者教育という言葉を見ると、あっ主権者リーダー、教育を教えられるリーダーになるための教育なのかなという勝手に判断をしたりする人は多分少なからずいると思うので、でも僕みたいに年齢が上がってくるとやっぱり自分が行動して年相応に何か役割分担をさせるとか自分で行動させるというのは主だと思んですけど、たまにリーダーとかその上に上がりたくないという人もいて、そういう人も、そういう言葉の受け取り方もする人もいるので、僕はちょっと今日、仮にこの言葉を置きかえて言うんでしたら、自己分析行動社会というふうに置きかえると自分がわかりやすくなるので、自分で調べて自分から行動していくのを考えてきたんですけど、ちょっと主権者教育、いい言葉だと思うんですけど、見方によってはやっぱりどうしても固い言葉に見えてしまうというのが印象です。

○会長 なるほど。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 教育という言葉が誤解を生んでる。押しつけて教えるというあれがあるので、この選挙でも関係する言葉はやっぱり自分で考

えてやることですので、やっぱり教育というのは間違いというのは思いますけどね。ただ、変えろとしたら、その全部変えなきゃいけないですから、どうしたらいいかということになりますね。

○会長 皆さんまだまだ御意見あると思えますけども、この主権者教育という言葉に対しては、それ自体に非常に違和感なり疑問をもったりとか、あるいはこうしたほうがいんじゃないかと提案されて御意見もある一方で、使われ方の問題も一つはあったと思うんですね。つまり公開政策討論会の大事さはわかる。新城で既に行われたんで今後もあると言えばあると思う。だけど果たして聞く側が、果たして話してる内容が理解できるのか、あるいは判断できるのか、ついそのことがこの議論の中でつきまとっていたんです。だから公開政策討論会をやることの是非以前に、むしろ、それを聞いて腑におとして、そして政治的な判断を責任もって行える主体を育成することのほうが先じゃないかという話になって、だから公開政策討論会の大事さはわかるけど、その前に主権者教育をやらなきゃいけないという話がついに起きてきた。そうすると主権者教育というのは一人一人市民が自らの判断で政治的な課題というものを、これを考え、そして判断し行動できる、そういう責任ある人材であるというところにあるとすれば、それを実現するような学びの機会をたくさん作っていかなきゃいけないと、学校でも。そして社会教育でも。そうなると、わかるんだけど、一体いつまでそれやるのということもあるし、何よりも市民自治をうたっているながら市民を信用してないのかということになってしまいます。そうするとこれまでの若者議会であるとか、それから自治基本条例の中に書かれている市民まちづくり集会であるとか、それから他にも市民活動に関わる取り組みや、一体それって何だったんだということになるんです。それこそが主権者教育の観

点から見たときに、どう評価されるのかということも議論してきましたよね。ですから主権者教育がある面、議論の逃げ口になってしまっただけではないというところもこの間あったと思うんです。主権者教育はこれはずっとやり続けなきゃいけないし、主権者教育と称するものは、やはり何をやらなきゃいけないのか、どうやるのかということはずねにやはり考え続けていかなきゃいけないことなので、それをもって大事な根幹である公開政策討論というのをやらないという理由には当たらないだろうというところが、この間一つあったと思うんですよね。何よりも大事なのは、こういう公開政策討論ということを経典化しても、ぜひ市民の市政への参画ということを促していこうということの背景には、この間の自治基本条例にうたわれるようなさまざまな市民参加の取り組みというのがやはりあって、その重ね合わせの先に今回の議論というのはあるんだろうと思うんです。だからこそ主権者教育というのも大事さはあるけれども、そこでとどまってはいけないというふうに、この間の議論を振り返ってみると、やはりあったというふうに思いますけど。

教育という言葉は軍隊用語だといったけれども、それは戦前の話であって、大日本帝国憲法までの話であって、戦後の民主化憲法のもとでは決して軍隊用語ではありませんので、そこはちょっと間違いないようにしておいてほしいんですけども、やっぱり教育というと、これは学校基本法であるとか、教育基本法であるとか社会教育基本法、法律に基づいて体系的に運用していくものでもあるので、当然中身をかえるときには法改正が必要になってきますので、そういった点では体系化されたものとして、ついに法律依拠して行っていくというイメージが常につきまとうわけですね。学校教育なんか特にそうですよね。だからこの議論というのは、そういうものにとどまるものじゃないでしょうと。まちづくりのいろ

んな実践活動の中で感じ取ったりあるいは教え合ったりという学校という学びの場などでの教育的な活動から得られるものばかりではないという。もっと幅広いものであるということから、教育という言葉を使わないほうがいいという話もあったというふうにも思うんです。むしろ主権者学習のほうがいいんじゃないかということをおわれた人もいたぐらいで、習得もその一つかもしれないですね。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 この教育という言葉自体の議論をしていても仕方ない。先生おられたように、意味するところは。その明治時代の多分軍隊用語で、戦後変わったかもわからないんだけど、そこに流れる精神は多分昔のまま残ったのかなと思うことと、それから偉そうに言っただけじゃないんだけど、教育教育と言っても、じゃあ教えるほうは何を教えるのといったときに、きちっと教えられるものがあるのかなというのはすごく不安なんです。言葉の一人歩きじゃいけないんだけど、じゃあさっき言った教育をするということは何を教えるんだよというのがある程度明確に話ができる形にしないと、さっき言った感覚だけの話になっていってしまう部分があって、その辺もすごく大事にはしていくべきだと思うんです。表題で教育は残ってもいいんだけど、ここで話している教育は場を与えてそれぞれが自発的にやる、その場所によっていろんな意味合いのところをしっかりと決めて流していかないと、どうしてもイメージだけの部分がずっと続いていくような恐れがあるので、教育という言葉をはらっと変えるのが一番手っ取り早いんだけど、残すのなら残すためのそういう手当もすごく必要なと思います。その辺のところもやっぱり大事にした議論が必要かなと思うんですけど。

○会長 もしそうならば、新城市主権者教育推進条例とか、新城市固有の主権者教育論と

いうのをこれを明文化すればいいだけのことだと思えますけど。やはりこれが受け取る人、話す人、メディアもさまざまであることのほうが危険だと思いますし、むしろそれだったら使わないほうがいいだろうと思えます。混乱の元になるということだろうし。

それでどうでしょう。今さまざまな御意見いただきましたけども、ちょっと全体と通して一つでもなく二つでも結構ですので、ちょっと皆さんから御意見いただきたいと思えますけども、このままでも大体意見は出尽くしたという、出尽くしたということであればそれでも結構だと思います。これを今後文章にしてみる必要がありますけども。

〇〇さん、どうですか、何か。過不足はありますか。

〇委員 このちょっとA・B・Cがグループ分けあった、その重要度だったかというところを今確認しまして。

〇会長 ああそうですか。グループ。

〇委員 あれということであれだったんですけども。過不足というよりも、僕は前、今日いない〇〇さんが最後に言った、その他に入ってますけど、難しい言葉を使わず高校生が理解しやすい言葉で開催してほしいというところで、色んな層に来てほしいというところで、やっぱり固い言葉というのを外せるようにというふうにつけておくことで、いろんなネーミングで開催できるようにできるんだったらそれはフォーカスしておいてほしいかなというぐらいで、あとは過不足と言われるとちょっとありますとは言えないです。

〇会長 じゃあ〇〇さん、どうですか。

〇委員 そうですね。自分ちょっとずっと考えてたんですけど、参加できる方はいいんですけど、参加できない人の知る権利というのをどうやって守るんだという部分というのが何か入ってないもので、これでいいのかなというふうに思ったんですけども。実際に前もビデオとかを見た中で、討論会やっても、そ

の人がそんなに来るかといったら実際来てないというのが現状で、豊川市も市長選挙があって投票率何%でした、33%とみんな関心がないのか関心があっても行かないのかわからないですけども、ただ新城としては、みんなに関心を持ってもらって、こういったものをやって盛り上げてまちづくりしていこうということでこれやってると思うんですけども、今これを出したところで、そういった人の部分が載ってないとか、自分らは関係ないなというふうになっていっちゃわないかなというのがちょっと何かひっかかる部分です。

〇会長 そのあたりのところはどんなふうにお困りかというあたりも、明文化できたらしたほうがいいですか。

〇委員 うん、多分、市民みんな考えてやってるんだよという条例じゃないと、いけないというか、ちょっとうまく言えないですけどね。

〇会長 じゃあ〇〇さん、どうですか。

〇委員 討論を実際に聞いて1票を投じて、そこで終わりじゃないんだと思うんですね。そこから先もずっと自分が生活して生きていく上で、ずっと自分と政治なら政治で関わっていかなきゃならないことだし、主としてそれぞれもう、一人一人がもう主たる人であるということはどう意識してもらおうかということだと思うんで、一昔前、二昔前ぐらいで消費者主権、教育はつかなかったかな。消費者主権を何とか、僕が子どものころなんかだと、おっかない売る側のおっかないおやじがいたりね、何でそんなに怒るんだろう、買う側なのに、えばってたという状況があったんだけど、ようやくこの長い年月かけて変わりましたよね。消費者主権って。ね。だからそういう意味ではあんまり長くかけ過ぎちゃいけないんだけどここは、これはもっと大事だから、政治だから、三権分立の一角だからもっと大事だからちゃんとやらなきゃいけないんだけど、だけど勉強した若者議会の子

たち見てても、結構色んな意味で議論する前に勉強しておいて、じゃあさあ本チャンのその会議だとやってののかいま見ると、何かそういう意味では、この部分も何か勉強しながらと言ったら失礼なんだけど、ある意味それぞれ理解してる部分が深い人もいれば人生経験が長くて、これから色んな意味で学んでってそれを埋めていく世代の人たちもいるので、その部分でやってみてただ走り出してやっぱり事が事だけに立候補されててということだから、本当にしくじっちゃったりすると大変なことになるので、中立・公平性なんかも含めというところで。だから一人一人が自分のこととして政治なり何なりを考えていてという、そういうところを作っていくためには、新城市というのは一つこの部分に、さっきのフォーカスじゃないけど焦点当ててやってる市町村なんだなということで、胸張っていいんだらうなという気がしますが。また試されているような気が、市長がね、これポンと出してというのも何かね、こうやっていろんな議論すること自体も含めて、そうすることに意義があるんだからみたいなことを裏で思ってるんじゃないかなというのが問題なんだと思います。そこまで深読みしちゃいます。ほんとに。いい答えが返ってくることを100%望んでいるんじゃないかと。これを望んでるんじゃないかと思って。この議論することをね。

○会長 じゃあ、〇〇さん。

○委員 たくさん議論していただいているのがあるけれど、1個だけちょっとわからないことがあるんですけど、最後その他のAのところの「条文の見直しを示唆する一文」というのは、これ条文を変更することも、場合によって変更する可能性がありますよということに入れておけということですね。

○会長 うん。

○委員 ああそういうことですね。

○会長 うん。

○委員 それならいいです。

○会長 自治基本条例と同じように。

○委員 変える場合、修正もあり得るよということですか。

○会長 そういうことですね。

○委員 そういうことですね。わかりました。ありがとうございます。

○会長 じゃあ〇〇さんはどうですか。

○委員 意見じゃないんですけど、個人的にお話聞いててちょっとわからない部分が多かったの、さっきの仕組みのところでは主権者がA・Bに分かれてるんですけど、先ほどお話聞いていていいなと思ったのが、行政の方が土台を作って、民間の方が動かしていくというのは、どちらに入るんだらうなという、AとBに分けなきゃいけないものなのかなとちょっと疑問に思ったんですけど。

○会長 それはBですね。

○委員 Bになるわけですか。ああそうですか。

○会長 公営設置市民運営という形ですから。よろしいですか。

○委員 はい。結構です。

○会長 じゃあ〇〇さん、お願いします。

○委員 この条例自体がその一番上の目的であることを考えてみると、それからいろいろ発想するわけでありますが、開催時期だとか場所だとか時間、結局いろんな会合をしてもなかなか人が集まることがないという現実があるわけですね。私は立場上、いろんな地域での会をもったりするんですが、なかなか集まってこれないというか、一つ次へのステップが踏めないというか、そういうことがあるんです。ところが個々にいろんな方とお話をする、その人なりの考えは持ってみえておるんです。それをポッと見ながら、こういう機会があれば出てくればいいのになというふうには思わなくもないですけども、じゃあそういう方が出てこれる、あるいは自分が思ってる考えをもう一步こう前に進めて関わっ

ていけるような、そういう機会になるような会になるといいんじゃないかなというようなことを思いながら、この会を聞いておるわけでありまして、そうすると、開催時期みたいに、時間ですか、いろんな方が参加できる時間は何だろうかとか、できるだけ多くの方が参加できて、自分の意思を一步前に進めていけるような機会に足を運べるような回数は何回だろうかとか、広い新城で遊ばれるのはどの辺の範囲だろうかとかいうふうに考えてると、なかなかこれぞというのが出てこんわけでありまして、そこにあるような3カ所の開催だとか、先ほど若い方から1会場2回以上はというようなことも出たわけですが、多ければ多くなると機会も増えるだろうなということは思わなくもないですが、そうするとそれに関わる努力というのか、労力というのか、それが果たしてもつだろうかとかいうようなことをいろいろ思って、なかなかこれぞというのが出てこんわけでありまして、ただ思うに、いつも目の中にあるんですけども、いろんな方がいろんな考えをもって、そこを一步前出て、皆の場で集まって出てきて、自分の考えを通したり、あるいは吸収したり、そういう会に出てくるには、それぞれの働きかけが必要だよと。なかなか広報だとかいろんなことでやっておっても、なかなか回覧も見ない、例えば放送も聞かないという現実がある中で、いかにそういう人たちを増やしていくかと、口コミなり何なりで。それはもう別にこの条例とはちょっと離れていくわけですが、そういう働きをしながら一步一步進んでいく必要があるんだということも常々思っているわけでありまして。以上です。

○会長 運営の仕方に付加とか、各論の部分でもありましたね。その部分も今お話聞く限りは、条文というのを考えたときに入れ込める部分もあるような気がしますが、またこれはちょっとあとの議論でぜひやりたい

と思います。

じゃあ〇〇さん、どうでしょうか。

○委員 私は主権者教育というところからみまして、事前に勉強しておいたほうがいいとか、そういうのも大事だと思うんですけども、この討論会に出席することがまず第一歩の勉強なんだよという、そこから得ることや学ぶことはたくさんあると思うので、決して失敗したらいけない会ではあると思うのですけれども、もうちょっと敷居を低く、高校生の子たちも理解しやすいというふうに、そういった言葉でというのと同じように、ちょっと親しみのもてるような会であったほうがいいのかなというふうに私は思いました。

○会長 それも仕組みとか認知に関わってくると思いますね。

〇〇さん、どうでしょうか。

○委員 ちょっと客観的な内容で申しわけないですけど、香港のような大きな渦巻きが多分日本では今起こらないなと思うんです。それはやっぱり何だかんだ言っても満ち足りてるんですよ、何があっても。だから何もやらなくていいんじゃないかと、あれだけ大きな渦巻きを起こすためには小さな渦巻きを根気よくあちこちで常に回していかないと起きないし、日本でも東北の震災あったように、ある日突然天変地異のことが起きたら一気にそういうものが大きな渦になってくると思うんですよ。そのための芯というかいうものを常に、どこかで渦を巻くようなことを根気よくやらなくてはいけないと思うし、それから私もこういういろんな会合をやるときに、会長もやったことあるので、どうしても会をやると人をたくさん集めにゃいかんというのが先行して、やっぱり出席者をたくさん集めなくちゃいけないということは必要なんだけど、そちらに走り過ぎちゃうと結局続かない部分があるので、その辺は我慢をしながらあちらこちらに経済的という言い方がいいのか、あちらこちらいろんなところに渦を常に回してお

くような形の仕組みを作って根気よくやりながら、何かあったときにそれが糾合的には、やっぱり用意することが必要なもので、もうちょっと細かい議論をする、渦を巻くようなものを、あちらこちらで育てるということも重要だと思うんです。今、区長さん言われたように、区のいろんな細かい雑多なことも重要ですから、そういうところでコマを回しておくというのも一つのやり方であるので、地域地域状況が違うんで、その地域その地域で必要ならやるとか、何かそういうコマが回るような仕組みを考えて準備しておくということもすごく重要だと思います。ちょっと議論が外れてるかもわかりませんが、そういうベースがないとなかなか大きなものは起きんというふうな状態ですね。

○会長 じゃあ〇〇さん、どうでしょうか。

○委員 まず、3点ほどあるんですけど1点目、その主権者教育の話がいろいろ議論された。この条例の中に付帯事項であるので、これを入れるべきかどうかという、こういう議論があると思うんです。こういう意味で言うと、この条例の中にうたうというのではないと思うんですね。だから上のほうは仕組みとか運営とか、そこはまあ仕組みですから、それで条例で作らないかんと思うけど、これは付帯事項として、いろんな議論が起こってくればいいなというふうには思っているのが1点。

2番目にさっき参加できない人がいるがどうするんだと〇〇さんがおっしゃっていたやつですね。これ非常に、じゃあ病院で入院されてるとか、障害者の方とか、そういう方出られない方はどうやってフォローするかと、こら辺は大きな問題だなというふうにはちょっと思いまして、そうするとティーズや何か撮っておいて、例えばじゃあその病院が今から始めるよみたいなことを看護師さんが言って、それで放映するとかね。そういう一つの例なんですけど、そういうようなさっき言

ってました積み重ねというのが必要だろうというふうに思うんです。それは一遍にできないというふうに思いますが、そういうフォローの仕方をいろいろ考えていく、これが参加できない人へのフォローになるんじゃないかと思うので、これは非常に大事だなというのを1点思いました。それをどうやって書き込むかというのもありかなと。

もう一つ3点目、高校生でもわかるというのは、やっぱり討論会はいざ討論会になるとそれはわからないというか、変な話、固い話になるのは当然なんですよ。そこで高校生でも参加できるような誘導の仕方、これはありなのかなというふうに思って、やっぱりそのところのものと本論とはやっぱりちょっと区分けして考えないかんというのがあります。この3点です。以上です。

○会長 ありがとうございます。最後のワンフレーズ、よかったですね。高校生でも参加できるというのはね。そこはちょっと残しておきたいですけども。じゃあどうぞ、次。

○委員 運営とか仕組みというのは最初に会長が言われたように、本当に全国で初の試みなので、やってみにゃわからんというのが正直なところなので、やってって最後のその他のところで前回大きかったので言わせてもらったと思うんですけど、見直ししてってどんだんいいように作り変えられるものは作り変えていってというところで、最終的なところは最初の目的のところの市民のためにやるんだよというこのところさえ、しっかりと押さえていけばいいのかなというところで。運営と仕組みはまだ決まってない何ともならんと思うんですけど、今後変えていくことも考慮して、とりあえずのものでもいいので、その目的のところだけしっかりやっていただければなというふうに思います。以上です。

○会長 じゃあ、お願いします。

○委員 公開政策討論会の目的としましては、立候補予定者の政策や人柄を知るためのもの

もあると思うんですけど、選挙の関心を高めるとともに、その選挙という固いイメージを払拭させるための大事な会でもあるかなと思うんです。SNSが発達するのはもう、例えばこれからを担う若い世代の子たちが、経済連盟者というようなその選挙区だとか投票日はいついつ、立候補予定者こんな人がいますよというのをみただけでも、知った気で多分いる人もいるんじゃないかと思って、それを見た上で、何でわざわざ選挙に行かなきゃいけないんだ、投票に行かなきゃいけないんだという子も多分何人かはいると思うんですけど、そこで投票に行くとなったら、多人数の前で何かするんじゃないかという多分イメージがわいてくる子も多分いて、その投票しないのか、上の世代とか僕たちは選挙、投票というのはどういう場か知ってるので行きやすいとか行かなきゃいけないというのはあると思うんですけど、だからその固いイメージを払拭させるために若者男女問わず大勢の人にこの公開政策討論会に来てもらう目的ですけど、やっぱりその若年層、高校生たちを主に来てもらえるような会にするというのが重要な点じゃないかなと感じています。

○会長 なるほど。

○委員 済みません。1個だけ。

○会長 どうぞ。

○委員 昨年から参加させていただいて一時期ユーチューブとかの動画も撮るとかいう話もあったりしたんですけど、これに対して著作権とか肖像権というのは条文に明記するというのはやっぱりよろしくないことなんですかね。例えば参加した人が例えば写真撮影とかも禁止なのか、動画撮影も禁止なのかって、多分会場によってまちまちだと思うんです。それこそ渦を起すんだったら、ちゃんとそういう興味のある人が、自分で参加して動画なり写真なりを撮ったものをSNSとかそういったものに自由に投稿できる環境は整えておかないと渦も起こせない。そのときに肖像

権、著作権というのを明記しておかないと、いざ立候補者がまあそういうのはやめてくれと言ったらできませんよと言ったら、そういう渦さえ起こせなくなってしまうというのを今ちょっと話を聞いてて思ったので、そういうのは条文に入れないのかなと率直に今思いました。

○会長 なるほど。入れたいと。

○委員 まあ、入れ、うん。まあそれを断らない候補者さんばかりとは限らないかなと思わんでもないので。これに対する著作権といたらおかしいですけど。

○会長 そこはニューメディア世代として思うことはどんどん言ってもらっていいと思いますけど。ベテランにシニアに遠慮することなく。

○委員 本当なら公職選挙法とかいろんなことも絡んで、まあ法律がいろいろ絡んでくるあたり、やっぱりプライバシー保護とか個人情報保護とかいろいろうたって、法律をうまく活用していい方向にはいってないことが多々あるわけで、今回今〇〇さんのおっしゃるように、香港の話をする、すごい政治的なことに、この場でふさわしいかどうかかわからないですけども、やっぱり〇〇さんも本当にさすがに満ち足りていると、日本というのは。だからああいう渦は起こらないと、僕も正直思います。父が、今奈良にいるんですけど、父のころ、学生のころ学生運動が盛んで日本というのはもっとよくしないといけないうとあって若者たちが、いろいろ思いを持って、そういうことを政府、政治に対してぶつけた時期が日本にもあったんです。でも今の日本というのは本当に多分満ち足りてて、こう変えたいとか不満がある、本当に不満があるかと言ったらないわけであって、ただ今、ここの新城に住んでいる僕だったり〇〇君、〇〇君の若い世代が不満が本当はないかと言ったら、ないことは絶対はないと思うんです。ないと思ったらすばらしいですけどね。僕は

正直あります。ただそれを政治の力で改善できると思ってる人は若い子たちはいないと思う。まあ変わらないから諦めちゃってることはあると思うんです。ただ今回こういうことをやって、僕は公開政策討論会、勝手な意見ですけど、もっと若い人が市長ないし、そういったところに参加して、今までの古い体制と言ったらおかしいですけど、じゃなくて、もっと違うのを革新的な取り組みができるために一発逆転とは言いませんけれども、こういう立候補者がおるということをいろんな人に知ってもらう機会だと思っているので、それをより多くの人に伝えるには、今というのはメディア、メディアというのはもう昔より多いので、SNSという大きな若者用語でバズると言うんですけど、バズるという用語があるぐらい影響力はすごくあって、じゃあそれがSNSがいざ公開政策討論会のところに参加した人たちが写真を撮ったり動画撮ったりしたのに使えないという状況になってしまったら、僕が思うような公開政策討論会の本質ではなくなってしまうので、ちょっと話を戻すと、そういった著作権とか肖像権といったところの文脈をやっぱり入れるべきではないかなと今いろんな人の意見を聞いて思いました。

○会長 わかりました。ありがとうございました。

○委員 いいですか。著作権の問題なんだけど、公示になると制限されますよね。例えば立候補したら公人扱いでやるというのも一つの壇上で出てくる形と、それから先ほど言った、何回やりますかと言っても、なかなかそういう機会がなくて、変な言い方だけど、作品展みたいな形で、例えばあそこで討論会やる1週間前から、あその小さな展示場がありますよね。あそこに立候補者が作品展のように自分のやりたいことを絵作ったりモデルを作って飾っておいて、勝手に見てくださいというのも一つのやり方かなと思うんです。

話は聞きたくないけど、やってることを見たいなど。それは例えばですと作品展になっていて、ああこんなことをやるんだなというのも一つのきっかけになるのかなと思うので、だからもうちょっとフランクな形で接触できるもので、あと本番というか、実際の討論会に持っていくというもっていき方も一つのやり方だし、あその小さな会議室いつも空いてるので、それも一つの手法かなと思います。メディアばかりじゃなくて、やっぱり書いたり切り張りしたものがあるというのも、やっぱり見やすいところなのでね。そういうものもやってもらえば、それをあちこちに持って行けばいいよね、いろんな公民館、巡回でも。そんなことも一つ、すごい昔の原始的なことかもわからないけども、そういうふうにやれば費用も手間もかからないんじゃないかなと思います。

○会長 いろいろと意見ありがとうございました。そういう皆さんの着眼点というか、いろんな気持ちを今後明文化していくとか、作業をやらなきゃいけないんですが、そのためには、この間皆さんとここで議論してきたことを基にした、たたき台の部分を一回作ってみました。それはまだ本当にあらあらなので皆さんに見てもらって、そしてどう肉づけしていくのか、どこをカットしたらいいのか、カットすべきところがあるのか、さらに充実すべきだとか、そういう議論にもっていきたいなと思って、ひとまずこの間の皆さんの御意見を基にして、それを文章に残すとしたら、まずはこういうものもできるのではないかとということで、今日一回用意してみましたので、それを一回事務局のほうから皆さんのほうに出してもらって、その際に一つ気をつけておいてほしいことがあります、これはあくまでも本当にまだ骨格の部分だけしかない。しかも皆さんがこの間話されたことを基にして作ってみたというだけのことです。それからもう一つは、今回の公開政策討論会条例を作

るとすると、これは皆さんと確認した自治基本条例の改正が必要になると。そうすると自治基本条例の中に、この公開政策討論会というものを加えようというような、そういうやはり市民参加の宣言を文章にして入れとかなんといけません。そういうこともあって、まずは自治基本条例にこんな文案を入れたらどうでしょうというのを用意してみました。そしてその上で皆さんにもこれまでの御意見をたたき台にして一回文章にしてみると、ミニマムの問題になりますけども、最初にこういうものがあって作られています。これにまた具体の御意見を加味していただけないかなという思いがあります。じゃあ事務局のほうから説明していただいてもよろしいですか。

○事務局 まず自治基本条例の改正案を見ていただきますと、1箇条追加で市長選挙立候補予定者政策討論会という見出しで規定しております。昨年度の市民自治会議の答申の中で、市民の権利を具現化するための公開政策討論会のあり方という位置づけをしていただいておりますので、自治基本条例の中に、先ほど会長が説明していただいたとおり入れ込むと、例えばこういう形かなということで載せております。「市長は公の選挙のうち、市長の選挙に当たっては、候補者になろうとする者が掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聞く機会として市長選挙立候補予定者政策討論会を開催することができます」という規定にしております。

第2項では「前項の討論会の実施に必要な事項は別に定めます」としてありまして、この「別に定めます」という「別」というものが、もう1枚めくっていただきました新しい条例案になります。

「新城市市長選挙立候補予定者政策討論会条例」ということで、第1条から第8条までの構成になっておりますけれども、まずは趣旨、それから第2条で用語ということに定めております。

ちょっと時間がないのでポイントだけを説明させていただきますと、用語の中で立候補予定者を規定しておりまして、「政策討論会の開催期日の〇〇日前までに市長の選挙に立候補する旨を表明したものをいいます」ということで、市長選挙の正式に選挙運動ができる告示日よりも前の方を立候補予定者と呼んでおります。

第3条では「政策討論会の開催手続」としてありまして、これは先ほど議論になりました仕組みの主催者は誰かということになるんですけども、あえてというか、どちらかにしなきゃいけないということでBという選択をしております。この条文が、また御検討いただきたいと思うんですけども、「任期が満了する何日前から何日前までの期間で、政策討論会を開催する期日を定め、政策討論会に参加する立候補予定者を募集する」としてあります。第2項で「市長は、二人以上の立候補予定者から討論会に参加したい旨の申し出があった場合は、政策討論会の開催を決定するもの」としてありまして、先ほど清水委員から、どの時点で成立するのかということにいうと、二人以上の立候補者から参加したい旨があった場合に成立するというふうにしておりますが、例えば一人しか立候補しない場合はどうなるのかという論点もできますし、他の観点も出てくる場合もあると思います。第3項は、これ市長はということ、「次の開催・日時・場所・参加する立候補予定者の名前・その他を公表しなければなりません」と。

それから第4条では、「主催者がとるべき措置とし、選挙について市民の関心を高めること、政策討論会に参加する立候補予定者の掲げる政策及びこれを実現するための方策について市民が理解を深められること」。第3号では、「議事運営は公正かつ公平に行われることを基本とし、市民の視点でわかりやすい内容及び方法で行われること」とされ

ております。

第5条では、「立候補予定者への情報提供」ということで、市の機関、市役所側の職員組織ということなんですけれども、「政策討論会の開催に当たって、討論会に参加する予定者から市政に関する情報の提供を求められたときはこれに応じるよう努めるものとする」ということで、現職の市長さんのほうが圧倒的に行政情報をもってますので、そうじゃない新人の候補者の方が、市政に関する情報の提供を求めたときは当然これに応じまして、なるべく公平・公正に討論会が運営できるように情報に寄与するという趣旨でございます。

それから6条は「座長」ということで、「討論会は市長が指名する座長が進行をつかさどる」と。第2項で「座長は発言者の発言を制限し、傍聴者の退場を命ずるなど、議事の整理または実情の保持のために必要な措置をとることができる」。

第7条では「議事の記録・公表」という。「討論会終了後、その概要を公表しなければならない」と。

最後に「委任」としまして、「詳しいその他の手続は規則で定める」ということで、さらに詳しい細かな規定につきましては、規則で定めるというふうにしております。

なお申すまでもないのですが、条例の場合ですと新城市議会で市長が上程をして可決いただくと成立するという手続になるんですけども、規則につきましては市長の決裁、意思決定で規則は制定、改正などできますので、そういった意味で規則にすると、より臨機応変な変更改正はできる。一方でなかなか陽の当たらないところでいつの間にか変わるというような心配も出てきますが、そういったすみ分けでございます。よろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございます。なかなか難しい判断だったんですけども、何やってもですね、やはりこういった文章をつくると、

曖昧な表現というのは許されなくなるので、A・B・Cのところでは皆さんがお書きになっているところ、それからその前の段階でのさまざまな意見を判断をして、こう言ってるんだらうなという判断をして、実は一文一文作ってみたところなんです。けども果たしてこれで首尾一貫してるかどうかというのは、皆さん御自身が一回お読みいただく必要があって判断していただきたいということになります。それから今日議論いただいたことが全部含まれているわけではありません。そのあたりも確認をしていただいて追加したほうがいいとか、あるいは表現をかえたほうがいいとか、それを時間をとって考えていただきたいと思います。

それで、今日は皆さんのやはり協議の時間をしっかりととりたかったので、この内容について議論することはちょっと控えました。できれば次回までに、この内容をよくお読みいただいて、そして提案材料をもってきていただけないかなというところをお願いしたいと思います。もちろん今この段階で意見をいただいても結構なんですけども、事務局のほう、どうでしょうか。そういう流れで考えても時間的には間に合いますか。

○事務局 御意見いただいて次回にはまたこれを、より皆さんの意見に沿った条例案にしていきたいと思っておりますので、次回の会議は12月10日ということで、後ほど御案内する予定でしたけれども、事前に御意見をもしいただければ、それも反映して条例に変えていきたいというふうに思います。

○会長 少し時間がありますので、今日のこれをたたき台とした、これ取扱注意ですので、これを拡散してしまっただけでは困りますので、あくまでもたたき台として御利用いただいて、逆算すると皆さんの手元には1週間前までには意見を届けなきゃいけないですよ。会議資料を届けなきゃいけませんね。そうですね。

○事務局 はい。

○会長 そうすると、そのためのいろんな準備が必要ですので、そうするとどうでしょう。

11月のちょうど、今月末ぐらいかな。どうでしょう、皆さん。今月末ぐらいをめどに意見をいただくということはどうでしょうか。

○委員 10月末ということですか。

○会長 もっと早いほうがいいですか。要するに皆さんの審議を円滑にやるために、皆さんがお考えの内容を、これを起こして比較できるようにして、一覧にしておきたい。ここで議論していきたいというふうに思います。もちろん皆さんにその一覧表をお届けして考えてきていただくという作業は必ずやりますので。どうでしょう。いいですか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、今月末というと10月の30日水曜日かな。ということになりますけど、きりのいいところで、事務局のほうとしては何か提案。いいですか。

○事務局 いいです。

○会長 例えばですね、きりのいいところで10月の25日の金曜日。どうしても週末というところでいつも切るんですけども。源さんは28日の月曜日がいいだろうというように。

○委員 いや、どうせだったら11月2日とか、どっちでもいいですけど。

○会長 では10月の30日が水曜日ですので、30日までに届けていただけますか。もちろん早くても結構です。あとで追加ということもあり得ますので、皆さんのペースで検討していただいて、そしてメールもしくは手書きで直したものがあれば、それを投入いただいてもいいということですね。

○事務局 はい。

○会長 要はもう自由で。

○事務局 はい。

○会長 よろしいですか、皆さん。

○委員 メールでとりあえずこちらにくれます。返信する、そのあれがあるので。

○事務局 はい。

○委員 返信するほうが、そのほうがいい。

○事務局 わかりました。それでは依頼のメールもはい。皆さんにお知らせします。

○会長 空メールを送るということね。

○事務局 はい。

○会長 はい。いいですか。皆さんのほうにメールを送りますので、それに返信をいただけるように、あるいは直接お持ちいただいても結構です。くれぐれも間違えて返信しないように、それお願いしますね。時々何かよくわからないメールがきて、これまずいだろうというのがいろいろあつたりしますので、本当に気をつけてください。

○委員 返信が一番いいですから。

○会長 ○○さん、いいですか。30日。

○事務局 大丈夫です。

○会長 ○○さん、いいですか。

○事務局 はい。

○会長 じゃあ今日、一回文章を起こしてみたということで、これ以降が重要なので協力をお願いします。

それでは次の議題に入ります。次はですね。

○委員 ちょっと会長済みません。ちょっと質問があるんですけど、この条例案ですけども、公開政策討論会という、今までやってたのが、公開という言葉は入ってないんですけど、ここに。それはいいんですかね。これ政策討論会という言葉だけで、今回はとって、とってもいいということですか。

○会長 とってみました。

○委員 とってみたんですか。

○会長 公開はもう当然なので。

○委員 当然だということですね。わかりました。

○会長 むしろ目的を明文化、名称を消したほうがいいだろうという判断なので。

○委員 わかりました。

○会長 それではその件も含めて皆さんのお考えをお聞かせください。決してこうでなけ

ればならないということは一切ありませんので。

それでは続きまして、もう一つの審議事項ですね。「若者の総合政策について」。こちらのほうを事務局のほうから提案をしていただきますので、まず手元のほうに資料をたくさん今日用意いただきましたけども、ありますか、皆さん。それをまず御確認ください。

○事務局 資料がまず一つが「若者議会OB・OG代表者会運営」、A4を縦にしてもらうと、それからホチキス止めしましたA4横の「若者議会提案事業の決算実績等まとめ表」というもの。それからA4、1枚で「若者議会の運営に係る経費決算一覧表」という3種類になります。

○会長 いいですね。じゃあよろしくお願ひします。

○若者政策係長 それでは前回の会議で、ちょっと宿題となっていました、若者議会の事業の決算の関係と評価というところが1点。もう1点は〇〇さんのほうからOB・OGでちょっと話し合ったことがあるので、そういったまとめの議事録を出してくださいということでありましたので、資料3点出ささせていただきました。

まず1点目のA4横のホチキス止めの「決算実績等まとめ表」というところを見ていただきたいんですけども、表としましては答申等、市役所が実際に事業として行ったのが1年ずれておりますので、その点はちょっと注意していただいて、例えば図書館ですと、答申第1期の答申は平成27年度に答申を終えております。そして市役所のほうで翌年度、平成28年に市役所の事業として実施しております。その横の括弧書きにつきましては、答申をされた予算額、その下の括弧がないほうが実際の決算額となっております。その横は以前にお配りした答申書についております事業名が括弧書きでついておりまして、主な内容、実績をその下に記入させていただいて

おります。

○会長 あんまり時間がなくて申しわけありませんけども座ってお願いします。

○若者政策係長 図書館、各区分ごとに3期に渡ったりとか2期続けてというものがございまして、一つの事業区分について、図書館なら図書館でこういった事業が何期行われたかというところをまとめてございまして。

コメントとしましては、実際どういうことが結果があったかとか、どういった効果があったかというものを、まちづくり推進課のほうでまとめたものになっています。その下、参考データにつきましては、ちょっと参考となるようなデータを拾いまして、各事業つけております。これが全部で3期分で全て10事業になっております。

そしてもう1点は、このA4横の1枚ペラなのは、若者議会の運営自体に係るほうの経費の決算となっております。運営に係るものですので第1期は平成27年と先ほどの実施のところとずれておりますのでお気をつけください。1期から4期まで、昨年度までの内容と決算額となっております。右側はどういった経費かという主なものを説明を入れております。

最後は3月28日に行いましたOB・OGの代表会ということで、若者議会の第1期から第3期までの議長、副議長を務められた方とOB組織である一般社団法人の若者議会連盟の代表に集まっておきまして、議論した御意見いただいたことを、第1ページ目はこちらのほうで要点をまとめたものとなっております。1枚めくっていただいて、その後の議事録というほうは、実際のところの話がどうだったかというものがそのまま書いてありますので、ちょっと話し言葉になっておったりとか、ちょっと見にくい部分もあるかと思いますが御了承ください。資料の説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。この総合

政策について非常にこの間の経緯を踏まえて、一定の実績に関わっての評価をしていただきましたね。紹介いただきました。この辺についてどうでしょうか。皆さんからの確認事項等あったらぜひお願いしたいと思います。

〇〇さん、どうですか。いいですか。

〇委員 はい、大丈夫です。

〇会長 いいですか。新城の市民参加の仕事の一つの代表的な取り組みを今、事務側がわかりやすく整理してもらいました。どうでしょうか、〇〇委員。

〇委員 難しいですね、あえて計算に携わる仕事をしていると、ここに載ってるのはPLっていう損益計算書だと思うんですけど、逆に言うと予算、大体1千万でしたか。あとはこう、費用対効果と言ったらあれですけど、3期が一番費用が多いから、それに対して頂いた資料で分析するのが楽しみなんです。

〇委員 ちょっと済みません。

〇会長 どうぞ、〇〇さん。

〇委員 ちょっと知りたいのは、こういう活動ですね。若者議会の活動は、他の市、豊川市とか豊橋市とか、そういうところでどういうふうに見られてるかということを知りたいんですけど。評価。新城市ではこうやってるんですけど、他の市の評価というのは、どういう状態ですか。

〇事務局 今、年間に行政視察という形で一応全国的にも、この新城市の若者政策というのから知っていただいておりますという状況でして、年間で大体30件ぐらいの行政視察を受けております。その中でもやはり特に市議会議員とか町議会の方が多いいんですけども、やはり市長とか町長さんのトップダウンでちょっと始めたいから見て来いという形で、行政職の方もかなり見に来ていただいておりますので、だから評価がじゃあどうかということを直接聞いてはいませんけれども。

〇委員 しかしもう4年たってるんですかね、できてから。若者議会。どうですか。

〇事務局 そうですね。5年目。

〇委員 5年目ですか。5年目だったらもう評価は出てくるはずですよ。まだ全然ない。そういう面での公式的なというのはないわけですか。

〇事務局 外からのということですか。

〇委員 外からの。

〇事務局 一つの評価としては、マニフェスト大賞というのが全国的にあって、そこで一定の評価をいただいたりとか、ということはありませんけれども、先ほど言われた東三河の近隣ですと、ちょっとどこは言いにくいんですけども、新城若者議会の二番煎じでもいいからやれという支持をトップダウンで言っている団体さんもありまして、職員の方が本気で課長さん以下、担当の方も3名お見えで、2回か3回ぐらい視察に来た団体さんも近くでもあります。ですので、恐らく想定するに評価をされてるからこそ、まねしてこいということをしてそれを関心に思って視察に行っただけということを言われてるかなとも思うんですけども。

〇委員 実際そういう同じようなあれが議会ができたということは聞いてないわけですね。こう新城と同じようなことを。

〇事務局 今のところは聞いてないです。

〇委員 今のところ聞いてない。

〇事務局 はい。

〇委員 わかりました。

〇事務局 動きはいろいろ聞こえてくるんですけど。

〇委員 動きはあるけど、まだなっていない。

〇会長 それではどうもありがとうございました。これも皆さん。

〇委員 ちょっとごめんなさい。ちょっと若者議会連盟というのがあって、私も聞けばいいんですけど、今どんなことをやってるのかなというのがあって、OBの人が組織として、これ法人格とってるね、だったよね。

○事務局 そうですね。

○委員 一般社団だとか、一般社団法人、法人格をつくってるということ。

○委員 そうですか、法人格なんですか。

○委員 そうなんです。それで、何をやるのかなというのが私もちょっと疎いのでちょっとだけわかったら教えてほしい。

○会長 わかりました。

○委員 短く言います。決算報告、これつくったという報告なんですけども、さっき言われたのは効果がよく見えてこないんで、例えば収支でいけば、これだけ利益出ましたよというのが一番わかりやすいんだけど、なかなか普通の基準じゃ、そういう結果は出せないんで、はかる基準をつくってほしいんだ。例えば図書館に行けば何人増えたというのは一つのはかる基準だよ。例えば笑顔の人が何人増えたというのでもいいんだよね。効果を表せるための基準を作っていたかかないと、多分これから続けていくときに、やっぱり評価出ないねとなってくるのは非常に残念なんで、手前みそでもいいんだけども、ある程度汎用的な評価のものを、評価基準を作ってもらおうというのもすごく重要な時期にきてるかなと思いますので、それをちょっと提案したいと思います。以上。

○会長 ありがとうございます。

それでは今のような、また要望がありましたら出していただきたいと思うし、むしろ皆さんのほうから、こういう点は評価できるし、この点はまだまだじゃないかということですね。やる側というか、若者の立場ではなくて、むしろ一市民の立場から、若者のこういう政策活動というものがどう受けとめられて評価できるのか、できないのかということは率直に皆さんの主観で述べていただいてもいいかなというふうに思いますので、そういったあたりのところも先ほどの公開政策討論も、意見と合わせて、お寄せいただいてもいいと思います。よろしくお願いします。

それで皆さんに言い忘れちゃったんですけど、先ほど取扱注意というふうに書いてある資料がありましたね。これ取扱注意ですから、あえてここに書いてある、ちょっとこれ後でまた皆さんのところにお送りしたいと思いますので、ひとまず一回回収させてもらえませんか。そういう意味で取扱注意というふうに言ったので、ちょっと全員皆さん、テーブルの上に置いとくとまた忘れちゃう。とにかく先に集めますので。ちょっとお願いします。

内容を若干、文言のミスもあったかもしれませんが、もう一度確認をして間違いのない文章でお届けできるようにしたいと思います。皆さんよろしいですか。ではそういうことでお願いします。

それでは時間も迫ってまいりましたので「3番の報告について」急ぎ読ませていただきます。順番として1. 2. 3がありますけど、2番を先に、そしてその後1. 3という形で読ませていただきたいと思います。ではよろしくをお願いします。

○事務局 皆さん、事前にお配りした「第8回新城市民まちづくり集会」の御案内をいたします。全員郵送いたしました資料でございます。本年度は10月26日土曜日に1時半から、新城文化会館大会議室にて行います。テーマが「話してみよう！」私にもできる『まちづくり』の第1歩ということで、今実行委員会の皆様と当日の進行に向けていろいろ協議しているところですが、裏面を見ていただきますと、今までのまちづくり集会は1つのテーマで、同じテーマでいろいろ皆さん情報共有したのですが、今回は「私にもできる地域活動」ということで、今もう既に地域活動されてる方、まだ何もしたこともない方も皆さんいろいろいらっしゃいますので、テーマをちょっとここに「共育推進・楽しいイベント・環境美化」とありますが、このポスター作ったときには、このいろんな意見があって作ったんですけど、当日「防災」だとか

「福祉」そういったメニューがありまして、第2部のグループディスカッションでテーマをそれぞれ皆さん、お話しするテーマを決めてグループディスカッションするという、今年初めての試みをいたします。

タイムスケジュール裏面の左下にありますが、アイスブレイクをしまして、第1部のほうでは「行政と議会からの報告」ということで、議会からは議会報告会について報告するという今、案で進めております。

そして第2部ではグループディスカッション。

それから第3部のところで市民発表とありますが、公開政策討論会のことについて、市民発表を今しようという案で動いております。

こちら、議会からの報告の議会報告、それから市民の公開政策討論会というの、まちづくりの第一歩ということでお話いただきますので、先ほどお話がありましたように、いろんな市政の情報が、議会報告会だとか公開政策討論会で得られるということを説明しながら、そちらに参加することがまちづくりの第一歩ということも報告したいなということで考えております。説明が下手くそで申しわけございません。言いたいこともちょっとうまく言えなくて申しわけないです。

○事務局 言いたい方はぜひ参加していただきたいと思います。特に自治基本条例の条文に位置づけられている新城市独自の市民参加の仕組みですので、お時間許す限り、市民自治会の委員さんにおかれましては参加いただきたいなというふうに思っております。

○会長 それは当たり前ですよ。今さらですよ。

○委員 いろんなことがあって毎回参加します。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 出席率、すごくいいですよ。8割超えていますよ。皆さん参加、一緒にしましょう。

○事務局 よろしくお願ひします。

○会長 むしろ我々がこれ出ないと、よっぽど家庭の御都合とか仕事の御都合がない限りは、我々の責任でもありますので、ぜひ一緒に参加しましょう。お願いします。

それでは続きまして、次、お願いします。

○若者政策係長 「中学生議会について」です。今年度で7回目となりまして、当期はちょっと内容を変えて本年度は実施をしました。今までは市の施策とか市役所が行っていることに対して中学生が思うこととか、もっとここはもっとこうなればいいのかとか、こうしたらいいんじゃないかというような御意見を議場でいただいて、市役所の執行部が答弁をするといった形をとっておりました。7回目を迎えて各学校が議長を務める中学校が一回りしたということもございましたし、各学校で市のほうを調べて、中学生のことを考えてということで、かなりちょっと中学生、まだ学校側の負担であったりとか、あり方についていろいろと御意見をいただいたこともございましたので、今年度は各中学校の手挙げ制でやりたい方が中学生に出ていただくと。

それでやり方もまちづくりについて、中学生、どんなアイデアがあるんだとか、そして自分たちがその中でどんなことができるのかということ、まさにまちづくりについて中学生たちがどういったことで携われるのかということを考えていただくような中学生議会としました。

その中で、まず最初に各中学校に出向いて、若者議会のメンバーと中学生と一緒に考えるといったことを行いまして、そして第2回ということで8月25日に議場に集まっていたいて、各中学校の代表の方々が、どういった意見を考えたか。君たちはどういったことに携わるんだということを表明していただいたといったものになっております。

実際この中学生議会を行って、自分たちのアイデアを実際に行動に起こした八名中学校は、夕涼み会ということを実行に移しており

ますし、他の例えば鳳来中学校ですと、アイデアは廃校の活用ということだったんですけれども、そういった形の廃校じゃなくてもいいので、何か自分たちができることをしたいという意見がその後出たようで、地域協議会の方々と今後何かできることはないかということをご進めていきたいといったことを学校の先生からはいただいておりますので、ちょっと今年は、かなり様変わりを中学生議会はいたしました。以上です。

○会長 協議会のほうもオーケー。

○若者政策係長 まだそういった意見はほんとに学校側からいただいたところなので、これからちょっともし一緒にじゃあやってみようよと言っていただけるところがあるかどうかとか、そういったところを市役所のまちづくり推進課が入って、一緒につなげるようなことをしていけたらと思っています。

○会長 そういう場面があったらぜひビデオを撮っておくとか、皆さんにまた見ていただく機会もつくりたいですね。

○事務局 自治振興事務所の担当者にはもう伝えててありますので、間に入って進めていきたいなと思います。

○会長 わかりました。では最後に女性議会。

○事務局 今日お配りした、机に置いてあるチラシなんですけど、これまだ記者発表していないものなので、まだ皆さん外には出さないようにしてほしいんですけど。

周りがちょっと白くなっているものですから、これまだ校正中です。今校正の段階でデータがつかまりましたので、いち早く皆様にお知らせしようと思って用意しました。新城市女性議会のポスター・チラシの案ができましたのでご報告します。

新城市女性議会を11月27日、新城市議会の議場で行います。これがポスター・チラシになります。よろしくお願いいたします。今年の女性議会はOBの方にサポート、協力いただいております。このポスターも同じで、ち

よっと説明させていただきますと、見て左の2人と右の3人は今までの女性議会の経験者5名です。真ん中の4人が今回登壇される8名のうちの4人となっております。OBの方がオリエンテーションから、通告書の作成までお手伝いいただいております、ポスターの撮影も協力していただいておりますので、皆さん11月27日、お時間ございましたら議場のほうへ傍聴をお願いいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○会長 これは回収はしなくていいんですか。

○事務局 これはいいです。もう印刷を待てるばかりですので、印刷できましたら。ちょっとこの周りが白いのがなくなりますけど、これと同じ形になります。

○会長 これについてどうでしょうか、皆さん。確認事項。どうぞ。○○さん。

○委員 市民まちづくり集会のところなんですけど、一人教え子で卒業した新城の子が僕のところに来て、通知が来たよということで今ドキドキしてて、俺も行くからみたいない感じで背中を押そうとは思ってるんですけど、今回の募集の仕方では、オープンでフリーで誰でも参加できるようになっていると思うんですけど、何か無作為抽出で何かやられましたか。

○事務局 毎年、無作為で2,000通お送りしております。なんと○○さんも。

○委員 来ました。

○事務局 無作為なので。

○委員 当たりました。

○事務局 どなたが当たるのかわからないんですけど、そこで参加を呼びかけております。

○委員 特にその、あれが来なくても、身近な人に進めてもいいってことですね。

○事務局 はい、もちろんです。

○委員 その確認できれば。

○事務局 もちろん参加は自由です。はい。よろしくお願いいたします。

○会長 これコピーして学生たちに配ったりということもいいんですか。

○事務局 大丈夫です。

○会長 いいんですか。はい。わかりました。ほかどうでしょう。どうぞ。

○委員 中学生議会のことで聞きたいんですが、今、中学校って、生徒会かこういう議会って学校でやってますよね。

○事務局 生徒会とか。

○委員 生徒会とか、学校でありますよね。その一つの渦だと思うんですよ。だから学校の中のことを議論するのもいいんだけど、せっかく市のほうに出てきて中学生もいろんな議会でやったことを持ち帰って渦を大きくするというのも一つのやり方なので、そこをリンクさせるというのも一つのやり方かなと思うんです。だからあんまり教育のところ立ち入っていいのか悪いのかちょっと何とも言えないんだけど、せっかく各中学校でそういう生徒会ですか、今、今は生徒会長かな。そういうものがあれば、そこにここで持ち帰ったものを反映させていくというのも、さっき言った小さな渦を増やしていくというやり方かと思うので、その辺のリンクもできることならやるといいと思うんですけど。

○若者政策係長 実際にその後に各学校に訪問をしてその後の生徒のこととか御礼を兼ねて回らせていただく中で、やっぱりこの中学生議会に出た子が、後期の生徒会に立候補して、先生が、そんなこと言っていいのかわからないんですけど、この子がそんなことをやるんだというような子が生徒会に立候補して、生徒会のほうで学校活動を生かしていきたいというようなことを言うおる生徒もいたようですので、そういったこの中学生議会での経験とかそういったことを、また学校生活の中でもそうですし、地域のほうでもそうですし、ほんとに生かしていただけると本当に小さな渦がどんどん大きくなっていくんじゃないかなとそのように思っております。

○委員 それか、ここまではやる必要なんだけど、そういうものが各地域から持ち寄って行動中心の中学生議会に大きな渦にいくと、またまたいいのかなと思います。その辺の持って行き方を何かきちっとやってみたいなと思います。

○若者政策係長 今回は中学生議会と若者チャレンジ補助金が少し関連性を持つてるのをアナウンスしてまして、八名中は若者チャレンジ補助金5万円を使って夕涼み会を計画してたんですけども、補助金をもらってまちづくりをやるのが初めてで、どういうものが買物から始まって、どういうものがいいかという段取りから企画からということで、いろんなことを学べたというような感想はいただけてます。

○委員 予算持たせたほうが責任を持つよね。はい、済みません。

○会長 ありがとうございます。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 中日新聞の日曜版に主権者教育が高校で始まったというのがあるって、18歳で選挙権が18歳に下がったと。それを見ると、あんまり授業でチョロチョロとやっただけで先生が。選挙がどういうものかということをやってるんですけども、それでは実際に役に立たないと思うんですけど。だから高校生はもう選挙権ありますから、そこで主権者教育というのをやっぱりちゃんとしないといかんと思うんですけど。何と若者議会の方にどうやったらいいかということを考えてもらいたいんですけど。僕ら年寄りももうわからんもんですから。若者議会の方にどういう形で若い人らに主権者教育をやると効果が上がるのかということを考えてもらいたいんですね。大変ですかね。

○会長 では、そういう宿題があったということで、ちょっと今日これは協議の事項ではなくて、そういう要望ということで受けとめ

させていただいて。はい。いずれにしても、それぞれの議会というところからステップアップしていく人が中学生でも、若者議会の中からもいろいろと出てくるということになりますし、これが主権者教育の場になれば、またさらにいいことになるかもしれませんね。ありがとうございました。それでは「その他」として次回のことについて事務局のほうからお願いします。

○事務局 次回、第4回市民自治会議を12月10日火曜日、時間は今日と同じく18時30分から、場所も4階、こちらの4-1会議室で開催します。また書面にて資料とともにお送りします。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

それでは今回、政策討論会のたたき台を準備をして皆さんが御検討いただくようにいたしました。先ほど言いましたように、10月30日は最終の締切ということですが、早ければなるべく早く出していただいて、それを集約して、そして皆さんのところに早目にお届けして、また内容を比較検討していただく時間も設けますので、なるべく早目に早目に進めていくように準備をしていきたいと思っています。ということもありますので、またぜひ御協力よろしくお願いいたします。

それでは本日、第3回目の市民自治会議を以上で終了します。どうもありがとうございました。

ありがとうございました。